

## 札幌市肝炎ウイルス検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国内最大の感染症である肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施する、肝炎ウイルス検査（以下「肝炎検査」という。）の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (肝炎検査の実施基準)

第2条 肝炎検査の実施にあたっては、「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付厚生労働省健康局長通知）によるほか、この要綱の定めによるものとする。

### (肝炎検査の対象者)

第3条 対象者は、検査時に札幌市に住所を有する者で、検査日当日より以前にHCV又はHBsの検査を受けたことがない者とする。

### (肝炎検査の内容)

第4条 肝炎検査の項目は、問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。

#### 一 HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、本検査は省略することができる。

#### 二 HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

#### 三 HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。

#### 四 HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

### 2 結果判定及び結果通知

検査結果の判定事項及び検査結果に係る検査受検者に対する通知については実施機関が行うものとする。

### (肝炎検査の実施機関)

第5条 肝炎検査の実施は、本市が指定する医療機関で実施するものとする。

### (肝炎検査の実施)

第6条 肝炎検査を行う場合、実施機関は受検者に対して問診票により治療の有無等について聴取するとともに、肝炎及び検査内容等について説明を行い、理解を得たうえで検査を希望する者に対して実施することができる。

2 肝炎検査を希望する者は、検査の対象者であることを明らかにすることができる書類を提出し、確認を受けなければならない。

(肝炎検査に係る費用徴収)

第7条 前3条に定める対象者が肝炎検査を受検した場合、受検者から費用は徴収しないものとする。

(保健指導等の実施)

第8条 実施機関は、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及に努めるとともに、基本健康診査の結果等から総合的に判断して必要と認められる場合は、保健指導を実施するものとする。

(フォローアップ事業の実施)

第9条 肝炎検査の結果、陽性判定を受けた住民を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎等の重症化を予防するため、次の各号のとおりフォローアップを実施する。

(1) 対象者

次のいずれかの要件に該当する者で、フォローアップの参加に同意した者

ア 本要綱に基づき実施する肝炎検査の判定結果、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者

イ 上記アに定める対象者に準ずると判断される者

(2) 実施内容

対象者に対し、調査票の送付等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて受診を勧奨する。

(3) 実施機関

札幌市が実施する。

(検査記録等の整備)

第10条 肝炎検査の実施に際し徴した問診票については、実施機関から送付を受けて1年間保存するものとする。

2 肝炎検査の実施記録については、次に示す項目について整備するものとし、5年間保存するものとする。

(1) 受検者氏名

(2) 受検年月日

(3) C型肝炎ウイルス検査の判定結果及び判定理由

(4) HBs抗原検査の判定結果

(5) 実施機関名

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については保健所長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 緊急肝炎検査実施期間中は、札幌市肝炎ウイルス健診等実施要綱に基づく検査は行わないこととする。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 肝炎検査実施期間中は、札幌市肝炎ウイルス健診等実施要綱に基づく検査は行わないこととする。